

関西学院大学研究データポリシー解説

(研究データの定義)

1. 本ポリシーが対象とする研究データとは、関西学院大学における研究活動の過程で研究者によって収集または生成された情報を指す。

- ・研究データとは、研究に関する活動を通じて取り扱う情報を指す。デジタルか否かは問わない。また収集または生成した情報だけでなく、それらを解析または加工して作成した情報も含まれる。
- ・研究活動で取り扱う研究データとして、「実験ノート」、「文書」、「数値データ」、「画像」、「実験試料」、「標本」等がある。
- ・研究全体の成果物である研究成果（論文等）は公開することが前提であるため、本ポリシーの対象外とする。
- ・研究者とは、本学の専任教員に限らず、本学において研究活動に従事する者すべてを含む。職員、大学院学生・学部学生等についても、研究に関わる際には「研究者」に準ずる者とみなす。学生は指導教員の指導に基づき研究データの管理を行う。
- ・関西学院大学における研究活動には、本学の研究者が実施する研究活動のほか、本学の施設・設備等を用いて本学に本務を有しない研究者が実施する研究活動も含む。ただし契約等に定めがある場合は、その定めに従う。
- ・研究者が、以前に在籍した機関で収集または生成した研究データであっても、本学在籍中にこれらを保持している場合には、本ポリシーの対象となる。

(研究データの管理等)

2. 研究データの管理ならびに公開および利活用の方法は、それを収集または生成した研究者が、法令および関西学院大学の規程その他これに準ずるものの範囲内ならびに他の者の権利および法的利益を害さない範囲内において、決定することができる。

- ・研究者は、原則として、研究データをどのように管理し、公開し、利活用するかについて決定することができる。ただし、その決定は、法令、契約、関西学院大学の規程等に

よって定めがある場合にはその定め範囲にとどまるべきである。

- ・また当該データについて第三者が権利や法的利益を持つ場合（例えばデータに第三者の知的財産権や個人情報を含む場合）には、それらを害してはならない。安全保障の観点からその流通が規制されている場合（外国為替及び外国貿易法の輸出規制対象情報等）には、適用される法令等を遵守する必要がある。共同研究契約や外部資金等に基づく研究において締結される契約等において、管理や公開に関して条件や制限が課されている場合には契約に反することのないように留意しなければならない。
- ・研究データの管理とは、データの収集、生成、整理、解析、加工、共有、保存、破棄等、研究活動の開始から終了までの研究データの取扱いを定め、これを実践することをさす。
- ・研究データの公開とは、研究データを他のものが利用できる状態にすること、研究データの利活用とは、公開した研究データから、より多くの知的成果等を生み出されるよう、データの価値を高めることをさす。

（研究者の責務）

3. 研究者は、前項に掲げる範囲内において、研究データを適切に管理し、可能な限りそれを公開し、利活用に供する。

- ・研究者は、異動または退職する場合、その管理する研究データの取扱いを、コンプライアンス推進責任者含む関係者と協議の上、あらかじめ決定しなければならない。
- ・なお、法的・倫理的観点から公開することに問題がないと判断された研究データであっても、研究成果の社会実装やさらなる研究推進のために、知的財産として法的な保護が必要な研究データも存在する。研究者は、オープン・アンド・クローズ戦略に基づき研究データの公開について戦略的に判断することが求められる。

（大学の責務）

4. 関西学院大学は、研究データの管理ならびに公開および利活用を支援する環境を研究者に提供するものとする。

・ 本学による具体的な支援として、以下のものが考えられる。

1. 研究データを管理するためのデータプラットフォームの提供
2. 研究データの管理及び公開の推進のための啓発及び支援
3. 研究データを公開するためのデータリポジトリの提供
4. 研究データの管理、公開、利活用に関わるガイドラインや実施要項等の規定

(ポリシーの見直し)

5. 本ポリシーは、研究推進社会連携機構所管とし、社会や学術環境の変化に応じて、適宜見直しを行うものとする。

・ データの管理・公開・利活用のあり方は、社会・経済システムや学術状況の変化により大きな影響を受けるものであり、また近時、関係法令の改正等も頻繁に行われていることから、本ポリシーについては、適時に見直しを図ることが必要であることを明示した。